

別表十二（二）の記載の仕方

この明細書は、措置法第56条第1項《中小企業事業再編投資損失準備金》に規定する中小企業者で青色申告書を提出するものが同条又は令和6年改正前の

措置法第56条《中小企業事業再編投資損失準備金》の規定の適用を受ける場合に記載します。